○内閣府
財務省
経済産業省令第六号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第六十九条**　［略］ 2～5　［略］ 6　法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～三　［略］ ［削る］ 四～十一　［略］ 7～11　［略］	（専門子会社の業務等） **第六十九条**　［略］ 2～5　［略］ 6　法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～三　［略］ 四　中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社 五～十二　［略］ 7～11　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この命令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○内閣府
経済産業省令第四号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　梶山　弘志

中小企業等経営強化法第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令 （認定経営革新等支援機関） **第二条**　主務大臣は、法第三十一条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一・二　［略］ 2　法第三十一条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、法第三十二条各号に該当しないことを証する書類及び前項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。 3　［略］ 4　第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあっては福岡財務支局長とし、	中小企業等経営強化法第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令 （認定経営革新等支援機関） **第二条**　主務大臣は、法第三十二条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一・二　［略］ 2　法第三十二条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、法第三十三条各号に該当しないことを証する書類及び前項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。 3　［略］ 4　第二項の規定により申請書を内閣総理大臣に提出する者は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域（財務事務所の管轄する区域を除く。）にあっては福岡財務支局長とし、